

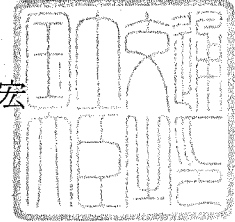
国海人第 28 号
平成 25 年 5 月 15 日

交通政策審議会

会長 浅野正一郎 殿

国土交通大臣

太田 昭 宏



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第 55 条第 5 項（昭和 23 年法律第 130 号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 176 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
太洋産業貿易株式会社	神奈川県横浜市港南区日野一丁目7番8号	1
黒潮海運株式会社	高知県高知市棧橋通五丁目5番4号	1
株式会社ゲイナンマリン	広島県呉市倉橋町2875番地	1
旭友海運株式会社	神奈川県横浜市神奈川区子安通二丁目271番地	1